

(別紙 3)

## 沖縄県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針

### 1 対象施設、対象活動の項目

対象施設	取組		活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（付帯施設）の更新	
農地に係る施設	灌漑施設	102 灌漑施設の補修	当該活動については、対象組織が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で実施すること。
		103 灌漑施設の更新等	
	排水施設	104 暗渠排水の補修	
		105 暗渠排水の更新等	
	防風施設	106 防風施設の補修	
	農地	107 農地法面の補修	
	進入路	108 進入路の補修	
		109 進入路の更新等	
	牧柵	110 牧柵の補修	
	鳥獣害防護	111 鳥獣害防護柵の補修	

### 2 取組の説明

#### (1) 実践活動

##### 1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

###### 61 水路の補修

###### ① 水路本体

###### 水路の破損部分の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

###### 水路の老朽化部分の補修

・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老

朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

水路の泥上げ

・土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて泥上げをするなどの対策を行うこと。

② 付帯施設

集水枡、分水枡の補修

・集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

ゲート、ポンプの補修

・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

水路法面の補修

・水路の法面保護施設等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

空気弁、仕切弁等の補修

・空気弁、排泥弁、制水弁等の破損箇所や老朽化した箇所の補修や腐食防止剤の塗布等を行うこと。

取水施設の補修

・頭首工、取水工、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

水路蓋の補修

・水路や集水枡等の蓋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

貯水槽の補修

・貯水槽（ファームポンド）の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。

沈砂池等の補修

・沈砂池等の法面侵食や破損、老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

用排水機場の補修

・用排水機場内における上屋、機器類、管類、場内舗装、外構施設等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

素掘り水路からコンクリート水路への更新

・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

水路の更新

・水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

環境配慮型施設の設置

・農村景観やホテルなどの生きものの生息などに配慮した石張り水路などを設置すること。

② 付帯施設

ゲート、ポンプの更新

・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

空気弁、仕切弁等の更新

・老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、排泥弁、制水弁等について、更新等の対策を行うこと。

水路蓋の設置

・土砂等の流入等により水路の維持管理等に支障が生じている場合、当該箇所新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。（土砂の流入防止）

沈砂池の設置

・ほ場からの表土流出に伴い用排水路や農道の機能に支障を来している場合、新たに沈砂池を設置することにより対策を行うこと。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

農道路肩、農道法面の補修

・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

舗装の打換え（一部）

・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 付帯施設

農道側溝の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

農道橋の補修

- ・農道橋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

#### 64 農道の更新等

##### ① 農道本体

###### 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

##### ② 付帯施設

###### 側溝蓋の設置

- ・農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

###### 土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

###### 道路側溝等の設置

- ・道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。

### 3) ため池に関する対象活動

#### 65 ため池の補修

##### ① ため池本体

###### 洗掘箇所の補修

- ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

###### 漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

###### ため池の泥上げ

- ・土砂の堆積等により貯水機能に障害が生じているため池の泥上げ等の対策を行うこと。

##### ② 付帯施設

###### 取水施設の補修

- ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

###### 洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

###### 安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老

朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

#### 66 ため池（付帯施設）の更新等

##### ② 更新等

##### ゲート、バルブの更新

・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

##### 安全施設の設置

・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

#### 4) 農地に関する対象活動

##### 102 灌漑施設の補修

##### スプリンクラーの補修

・スプリンクラー施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

##### 給水栓の補修

・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

##### 103 灌漑施設の更新等

##### スプリンクラーの更新等

・老朽化等により路線全体の灌漑機能に支障が生じている場合、当該部分に係るスプリンクラー施設全体の更新又は新設等の対策を行うこと。

##### 給水栓の更新等

・老朽化等により路線全体の灌漑機能に支障が生じている場合、当該部分に係る給水栓全体の更新又は新設等の対策を行うこと。

##### 104 暗渠排水の補修

・暗渠排水の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

##### 105 暗渠排水の更新等

・老朽化等により路線全体の排水機能に支障が生じている場合、当該部分に係る暗渠排水全体の更新、新設等の対策を行うこと。

##### 106 防風施設の補修

・防風林帯、防風ネットの破損等がみられる箇所について、補修や補植等の対策を行うこと。

##### 107 農地法面の補修

・農地法面の破損等がみられる場合、補修等により対策を行うこと。

#### 108 進入路の補修

- ・進入路路肩や進入路法面に侵食や土砂の崩壊が生じている場合や、舗装路で老朽化等により路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その部分を補修する等の対策を行うこと。

#### 109 進入路の更新等

- ・流水などによる頻繁な砂利の流失などがみられる場合、コンクリート舗装により対策を行うこと。

#### 110 牧柵の補修

- ・牧柵の形状の劣化、破損等が一部でみられる場合、補修等により対策を行うこと。

#### 111 鳥獣害防護柵の補修

- ・鳥獣害防護柵の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

### 3 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境の幅広い展開」の対象活動

(別紙2)の沖縄県地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))の第2の3の多面的機能増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、同要件の第1の2の農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

#### (1) 農業用水の保全

##### ア 循環かんがいによる水質保全

###### 循環かんがい施設の保全等

- ・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

##### イ 浄化水路による水質保全

###### 水路への木炭等の設置

- ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

##### ウ 地下水かん養

###### 冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防

除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

#### エ 持続的な水管理

##### 末端ゲート・バルブの自動化等

・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

##### 給水栓・取水口の自動化等

・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

### (2) 農地の保全

#### ア 土壌流出防止

##### グリーンベルト等の設置

・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

##### 防風林の設置

・活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

#### イ ため池利用による洪水調整

##### ため池等の泥上げ

・下流域の農地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図るために、ため池又は沈砂池において泥上げすべき土砂量を事前に把握し、堤体等の安定性が損なわれないよう泥上げを行うこと。

### (3) 地域環境の保全

#### ア 生物多様性の回復

##### 水田魚道の設置

・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

##### 水路魚道の設置

・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）の設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

・管理の粗放化による病害虫の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

・管理の粗放化による病害虫の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

エ 水田貯留

□水田貯留（排水樹の改良、畦畔の嵩上げ等）

・豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するために、水田の排水樹の改良・整備、畦畔の嵩上げ等を行い、適正な維持管理を行うこと。また、豪雨が収まった後に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。

□水田貯留（水位調整板（管）の設置）

・豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するために、水田の落水口に水位調整板（管）等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、豪雨が収まった後に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。

(4) 専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。